

宜野湾市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年2月20日

宜野湾市監査委員
宮 城 豊 信
呉 屋 等

- 1 監査の期間
令和2年1月10日から令和2年2月20日まで
- 2 監査の対象
総務部
 - ・総務課・市民防災室・人事課・契約検査課・IT推進室
 - ・行政改革推進室・税務課・納税課
- 3 監査の範囲
財務に関する事務の執行
 - ・平成30年度の契約関係文書
 - ・補助金関係文書
 - ・備品等
- 4 監査の結果について
今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

【総務部】

○総務課

- 往復文書の完結年月日について
指名競争入札参加者指名審査願及び入札等執行依頼書その他の起案文書で完結年月日に錯誤が見受けられる。往復文書については、市文書取扱規程第38条第2項第1号に則った適正な事務処理に努められたい。

○市民防災室

※ 指摘事項なし

○人事課

※ 指摘事項なし

○契約検査課

※ 指摘事項なし

○IT推進室

- 随意契約について
随意契約で予定価格、見積書及び契約金額がすべて同額であるものが見受けられる。市財務規則第97条第2項に則った事務処理に努められたい。

○行政改革室

※ 指摘事項なし

○税務課

※ 指摘事項なし

○納税課

- 郵便発送簿（兼切手受払簿）について
郵便発送簿が市文書取扱規定第10条様式第13号に則った差引きがされていない。適正な事務処理に努められたい。